



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *19 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 1
- *20 和歌山県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 (技術調査課) 2

○ 告示

- 291 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 4
- 292 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課) 4
- 293 // (//) 5
- 294 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の変更 (林業振興課) 5
- 295 森林病虫害等防除法による防除命令の内容 (森林整備課) 5
- 296 // (//) 6
- 297 都市計画の変更 (都市政策課) 7
- 298 // (//) 7
- 299 // (//) 8
- 300 和歌山下津港和歌山北港区の港湾隣接地域の指定 (港湾空港振興課) 8

○ 教育委員会告示

- 1 和歌山県指定文化財の指定 8
- 2 和歌山県指定文化財の指定解除 9
- 3 昭和41年和歌山県教育委員会告示第3号(和歌山県指定文化財の指定)の一部改正 10

○ 公告

- 和歌山県立若竹園の指定管理者の指定 (障害福祉課) 10
- 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課) 10
- 紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 (//) 10
- 入札公告 (総務事務集中課) 11
- 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの指定管理者の指定 (教育委員会) 13

○ 監査公表

- 監査公表第5号 14
- 監査公表第6号 32
- 監査公表第7号 34

規 則

和歌山県規則第19号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し」を「1 加入申込者及びその有する加入申込者及び

扶養する心身障害者の住民票の写し（県内に住民票をその扶養する心身障害者に係るものを除く。）」に、「下さい」を「ください」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則別記第1号様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

和歌山県規則第20号

和歌山県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

和歌山県測量業者登録簿閲覧規則（昭和37年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「登録簿」を「登録簿等」に改める。

第6条の見出しを「（閲覧の手続）」に改め、同条中「閲覧票」を「測量業者登録簿等閲覧票」に、「職業」を「電話番号」に改める。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 6 条関係)

受付番号

測量業者登録簿等閲覧票 年 月 日	
和歌山県知事 様	
閲覧者氏名 住所 電話番号	印

閲覧しようとする登録簿等の種類	
測量業者の登録番号	
測量業者の商号又は名称	
その他必要な事項	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第291号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成23年3月15日指定した。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	特冊新鮮組DX 4月号	06681-4	竹書房
月 刊 誌	劇画マッドマックス 4月号	03369-04	コアマガジン
月 刊 誌	ブブカ 4月号	17885-04	コアマガジン
月 刊 誌	黄金のGT 4月号	12259-04	晋遊舎
雑 誌	エンジョイマックス 4月号	01901-04	笠倉出版社
月 刊 誌	漫画実話ナックルズ 4月号	18421-4	ミリオン出版
月 刊 誌	BLACKBOX 4月号	17843-4	三英出版
月 刊 誌	エンタメ 4月号	02053-04	徳間書店
月 刊 誌	裏モノJAPAN 4月号	01805-4	鉄人社
雑 誌	黄金のGT TABOO デラックス	63427-28	晋遊舎
雑 誌	弾丸Dash Vol.3	12260-04	晋遊舎
雑 誌	Yha!Hip&Lip 4月号	08877-4	ワニマガジン社
コミック	芸能界タブー列伝	66075-60	ダイアプレス
コミック	ナックルズザ・タブー VOL.3	68463-30	ミリオン出版
コミック	上級恋愛ミント 4月号	04593-4	近代映画社
コミック	ビーボーイゴールド 4月号	17779-04	リブレ出版
コミック	無敵恋愛エスガール 4月号	08577-4	ぶんか社
コミック	恋愛白書パステル 4月号	19625-04	宙出版
コミック	マガジンビーボーイ 4月号	18355-04	リブレ出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業奥山池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写

しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成23年3月28日から平成23年4月22日まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項の県の休日を除く。)
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課、日高町産業建設課

和歌山県告示第293号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営防災ダム事業小匠地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成23年3月28日から平成23年4月22日まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項の県の休日を除く。)
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、東牟婁振興局地域振興部農業振興課、那智勝浦町総務課

和歌山県告示第294号

林業労働力の確保の促進に関する基本計画を別紙のとおり変更したので、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第4条第4項の規定により公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課及び各振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第295号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成23年4月15日から平成23年7月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第296号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成23年4月15日から平成23年7月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・2・5号松島本渡線）

和歌山都市計画道路（3・2・6号南港山東線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県和歌山市神前字貝原

和田字天場、九反田、仲沖、大坪江、静火、佃、稗田、深田、佛生田、前山、
南前、折橋、沖門、石子

朝日字芝添、大坪

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・4・118号竜部田津原線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県海南市重根字加茂浦、農手、地藏免、菖蒲、田津原、小下田畑、上西垣内
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画公園（6・5・1号三四六総合運動公園）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県田辺市元町字三四六、瀬ノ谷、淀ヶ峰、東松原
明洋一丁目
明洋二丁目
上の山一丁目
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第300号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、和歌山下津港和歌山北港区の港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県
代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山下津港和歌山北港区港湾隣接地域

- 基点1 北緯34度13分38秒3426 東経135度06分37秒9654の地点
- 基点2 北緯34度13分43秒5653 東経135度06分26秒4562の地点
- 基点3 北緯34度14分08秒8003 東経135度06分02秒8624の地点

地域の表示

基点1から基点3まで順次結んだ線、基点1から200度28分45秒に引いた線、基点3から243度00分45秒に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成23年3月15日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成23年3月25日

(有形文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
美術工芸品 (絵画)	那智三瀑図 野呂介石筆 1幅	和歌山市吹上一丁目4-14 和歌山県立博物館	和歌山県	和歌山市小松原通一 丁目1番地
美術工芸品 (工芸品)	和歌祭祭礼所用具 一括	和歌山市吹上一丁目4-14 和歌山県立博物館	紀州東照宮	和歌山市和歌浦西2-1 -20
美術工芸品 (考古資料)	野井銅鐸 1点	和歌山市岩橋1411 和歌山県立紀伊風土記の丘	酒井淳三	有田市千田1901
美術工芸品 (考古資料)	旧吉備中学校校庭遺跡出土品 小型青銅鏡 1点 ヒスイ製勾玉 1点 ガラス小玉 7点	有田郡有田川町下津野704 有田川町地域交流センター	有田川町(有田川町 教育委員会保管)	有田郡有田川町金屋3 番地
美術工芸品 (考古資料)	堅田遺跡出土ヤリガンナ 鋳型 1点 附弥生土器 一括	御坊市塩屋町南塩屋1123 御坊市歴史民俗資料館	御坊市(御坊市教 育委員会保管)	御坊市菌350番地

(記念物の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
天然記念物	保呂の虫喰岩 1所	西牟婁郡白浜町保呂字清水 谷695番1	保呂区	西牟婁郡白浜町保呂2 23番地1
天然記念物	藤並神社のイチイガシ 1本	有田郡有田川町天満722番 地	宗教法人藤並神社	有田郡有田川町天満7 22番地
天然記念物	「紀州みかん」最初の地 附紀州柑橘祖之碑 1所	有田市糸我町中番1096のう ち26.7㎡ 有田市糸我町中番1248-1の うち118.0㎡	伊藤一美 安生寺	有田市糸我町中番109 7 有田市糸我町中番104
史跡	三谷坂 1所	伊都郡かつらぎ町大字三谷 641番地先～1710番261地先	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町丁 ノ町2160
史跡	糸我峠 1所	有田市糸我中番872番1地先 ～883番4地先 有田郡湯浅町大字吉川852 番地先～879番1地先	有田市 湯浅町	有田市箕島50 有田郡湯浅町湯浅105 5-9
史跡	鹿ヶ瀬峠 2所	有田郡広川町大字河瀬字一 ノ水476番2地先～485番地 先 日高郡日高町大字原谷881 番1～3 日高郡日高町大字原谷911 番地先～1757番1地先	広川町 日高町	有田郡広川町広1500 番地 日高郡日高町高家631
史跡	長尾坂 1所	田辺市上三栖字坂本902番 地先～田辺市長野字林ノ下 1722番2地先	田辺市	田辺市新屋敷町1番地
史跡	鬮雞神社(新熊野鬮雞権 現社)境内 1所	田辺市湊653番1、654番1、 655番、657番1	宗教法人鬮雞神社	田辺市湊655番

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第4条第1項の規定により、平成23年3月15日

次の表に掲げる和歌山県指定文化財の指定を解除した。

平成23年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

(名勝の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
記念物 (名勝・庭園)	琴ノ浦温山荘園 38,644.98㎡	海南市船尾矢ノ島370番1の うち実測24,560.05㎡、371 番1、388番1、388番2	財団法人琴ノ浦温 山荘園	海南市船尾矢ノ島370 番地

和歌山県教育委員会告示第3号

昭和41年和歌山県教育委員会告示第3号（和歌山県指定文化財の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

表中

民俗資料	八咫鳥神事	〃	東牟婁郡 本宮町本宮	全左 本宮大社	全左本宮大社 宮司 九鬼 宗隆	〃
------	-------	---	---------------	------------	--------------------	---

を

民財
民財

俗文化 (無形 俗文化)	八咫鳥神事		田辺市 本宮町本宮	全左 熊野本宮 大社神事 保存会	全左 保存会会長	〃	に改める。
------------------------	-------	--	--------------	---------------------------	-------------	---	-------

公 告

公 告

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第9号）第8条の規定により、和歌山県立若竹園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター
和歌山県和歌山市毛見字馬瀬1451番地の2
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人 和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川中流域下水道

の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号
平成23年度 調達案件番号02110006630号
 - (2) 調達案件名
障害者福祉バス
 - (3) 調達物品の名称及び数量
障害者福祉バス
1台
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
平成23年10月31日（月）
 - (6) 納入場所
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター（和歌山市毛見1437-218）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「自動車」に登載されている者であること。
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (2) 期間
平成23年3月25日（金）から同年4月28日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成23年5月9日（月）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成23年5月6日（金）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成23年5月6日（金）午前9時から同月9日（月）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Wheelchair Accessible Bus (High Decker) 1
- (2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 9 May 2011
- (3) Contact point for the notice : Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2294

公 告

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）第8条の規定により、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

監査公表

和歌山県監査公表第5号

平成22年11月11日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月25日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 知事室

(1) 監査実施年月日 平成22年8月23日

(2) 監査の結果

注意事項

納品書へ受付印が押印されていない事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(広報課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

監査の指摘後、全ての納品書を確認し受付印の押印が正しく行われているか、また、受付印の中に職員の個人印を押印しているかを確認し是正した。

なお、再発防止のため、関係職員に周知徹底するとともに、その都度適切な処理に努めている。

(広報課)

2 総務部

(1) 監査実施年月日 平成22年8月24日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 委託料の単価契約が、会計課へ合議されていなかったため適正に処理されたい。

(総務学事課)

イ 集中調達物品の消耗品で、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(人事課)

ウ 県税収入の確保について

個人県民税を除く県税の収入率は、98.2%と前年度に比べ0.2ポイント減少したが、収入未済額は2億68百万円圧縮するなど県税徴収対策本部での徴収目標の設定や進行管理の徹底、滞納処分の強化等、組織的な取組の成果が出ている。

しかしながら、個人県民税の収入率は、税源移譲による調定額の増加もあり、92.9%と前年度に比べ0.1ポイント悪化しているため、市町村への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するなど、今後も市町村と連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。

(税務課)

エ 支出負担行為が、会計課及び総務事務集中課へ合議されていなかったもので適正に処理されたい。
(税務課)

オ 超過勤務手当について、勤務時間(代休を除く。)が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例や、勤務時間(代休を除く。)が週38時間45分を超えているが、時間の計算を誤って、25/100の手当を支給していた事例により、2,498円が過支給となっているので、返還措置を講じられたい。

(管財課)

カ 支出負担行為が、会計課へ合議されていなかったもので適正に処理されたい。

(危機管理課)

キ 支出負担行為が、総務事務集中課へ合議されていなかったもので適正に処理されたい。

(消防保安課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 単価契約を行う案件について、会計課へ合議し、財務関係法規に則した適正処理を課員に徹底した。

(総務学事課)

イ 監査結果並びに平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を課内で供覧し、適正処理について課員に徹底した。

(人事課)

ウ 次の改善を行った。

(ア) 県税徴収対策本部の設置

平成15年度から毎年度設置し、徴収目標と行動指針を策定して、目標の達成に向け進行管理を徹底している。

(イ) 非常勤職員の配置

平成22年度においては和歌山県緊急雇用創出事業特例基金を活用して21名を雇用し、自動車税を中心に電話催告、文書催告等、滞納整理の初動態勢を強化した。

(ウ) 税収確保に向けた市町村との連携

県と市町村が参加する税収確保に向けた研究会を開催し、滞納整理の活動方針や具体的内容を検討した。

また、市町村との共同事業(合同公売、共同催告、合同滞納整理強化月間の設定、ショッピングセンターでの休日納税窓口開設等)を実施した。

(エ) 市町村へ県の徴税吏員を派遣

県税務職員を市町村へ派遣(平成22年度14市町村)し、市町村の滞納整理を支援している。

(オ) 地方税法第48条に基づく個人県民税の直接徴収の実施

平成17年度から全県税事務所で実施中である。平成22年度は約9千万円の徴収困難な案件を引き受け、滞納整理を実施している。

(カ) 徴収事務研修の実施

県税及び市町村の担当職員に対する徴収事務のマネジメント、滞納処分の専門知識及びスキルの習得のための徴収事務研修を、今年度は4回実施している。

(キ) インターネット公売の実施

平成18年度より実施しているインターネット公売について、平成22年度はこれまでに4回実施し、不動産、リゾート会員権及び自動車の3件を、834万円で売却し滞納税金に充てた。

(税務課)

エ 支出負担行為の合議漏れが無いよう、財務規則等関係規定を確認し適切な事務処理を行うよう課

員に徹底した。

(税務課)

オ 判明後直ちに本人に対して連絡をし、人事課発行の納付書に基づき、平成22年10月25日に返還済である。

(管財課)

カ 支出負担行為の合議区分に基づき、適正に事務処理を行うよう課員に徹底した。

(危機管理課)

キ 支出負担行為の合議漏れがないよう、財務規則等関係規定を確認し適切な事務処理を行うよう課員に徹底した。

(消防保安課)

3 企画部

(1) 監査実施年月日 平成22年8月23日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 随時の資金前渡精算票で、精算の根拠となる添付書類が一部不足していたため、精算金額が確認できない事例があったので注意した。

(文化国際課)

(イ) 超過勤務手当について、週休日に7時間勤務し4時間の振替を行った場合、残時間については125/100の支給率となるが、135/100で支給しているものが2件あったので、差額1,095円について返還措置されたい。

(情報政策課)

(ウ) 支出負担行為が、総務事務集中課へ合議されていなかったため、適正に処理されたい。

(地域政策課)

(エ) 物品の処分について、物品不用調書により不用決定されているが、廃棄する場合の不用品処分調書が作成されていなかったため適正に処理されたい。

(人権政策課)

イ 検討事項

(ア) コスモパーク加太の未利用地 (894,780㎡) については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

(イ) 旧南紀白浜空港跡地 (365,407㎡) については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 随時の資金前渡の必要が生じた場合は、その都度、随時の資金前渡を受ける職員に対し、精算の根拠となる添付書類を精算時に添付するように注意をした。

(文化国際課)

(イ) 過払いの超過勤務手当1,095円については、平成22年年8月18日に返納した。

併せて、超過勤務命令について、改めて職員に対し記載方法等制度の確認を徹底させた。

(情報政策課)

(ウ) 支出負担行為の出納機関への合議について、合議区分を改めて職員に周知徹底し、漏れのないように努めている。

(地域政策課)

(エ) 予備監査後、速やかに、不用品処分調書を作成し、総務事務集中課に提出するとともに、物品管理簿も修正済みである。

(人権政策課)

イ 検討事項

(ア) コスモパーク加太の利活用について、企業誘致用地及び防災対策用地としての活用に向けて取り組んでいるところである。

企業誘致に関しては、商工観光労働部と連携しながら企業誘致活動に積極的に取り組んでいく。また、防災対策用地としては、広域防災拠点の整備の一環として、ヘリポート等の整備を行ったところであり、引き続き、関係課と防災対策への活用に向けた協議を行っていく。

(企画総務課)

(イ) 旧南紀白浜空港跡地について、電波障害や高さ制限等若干の利用の制約があるが、紀南地域の活性化に向けて企業誘致の可能性等について、町あるいは関係機関と今後も検討していく。

(企画総務課)

4 環境生活部

(1) 監査実施年月日 平成22年8月26日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 行政財産である建物(妙法山公衆便所)を和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)第17条に基づく用途廃止の手続なしに取り壊し、公有財産に関する事務を総括する総務部長へ処分に係る報告が行われたのは、取壊し後、約7年を経過してからであった。

今後このようなことがないように本県公有財産の取得、管理及び処分に係る規程等を遵守されたい。

(環境生活総務課)

(イ) 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成21年度末で、約11億2千万円となっている。

早期回収は困難と思われるが、今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。

(循環型社会推進課)

(ウ) 集中調達物品の消耗品費の納品書の受付において、発注課室の受付印、職員の個人印を押印していないものが散見されたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(県民生活課)

(エ) 公衆電話設置の用に供することを条件に指定管理者に行政財産の使用許可を与えた事例については、財産の区分を土地とし、和歌山県使用料及び手数料条例に基づき土地の種別で使用料を算定しているが、公衆電話の設置場所から財産の区分は、建物が適切と考えられるので、適正に処理されたい。

(青少年・男女共同参画課)

イ 検討事項

県民生活課では、和歌山交通公園の管理に関する事務を所掌しているが、当該土地については、警察本部所管の行政財産となっている。和歌山県公有財産事務規程では、当該行政財産を公共用に供する事務又は事業を所管する部局長が行政財産に関する事務を所掌することになっているので、当該行政財産の所管換えについて警察本部長と協議されたい。

(県民生活課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 妙法山公衆便所については、老朽化に加えて平成15年の台風により施設が被害を受け危険な状態になったため町において撤去したものであり、やむを得ない措置と考えている。

取り壊し後約7年経過してから公有財産台帳から削除したことについては、県と町との連携が密に行われていなかったことが原因であり、今年度中に県が管理する公園施設の総点検を実施する。

(環境生活総務課)

(イ) 債務者が無資力であるため、少額の分納により回収を行っているところである。引き続き債務者の能力に応じた納付指導を行い、未収金の削減に努めるとともに、適正な債権管理を行っていく。

(循環型社会推進課)

(ウ) 課内会議、朝礼等を通じて集中調達物品の消耗品費の納品書の受付方法について周知徹底するとともに、再度通知文書を回覧し再発防止に努めている。

(県民生活課)

(エ) 今後は、財産の区分を建物とし、建物の種別により使用料を算出した上で使用許可を与える。

(青少年・男女共同参画課)

イ 検討事項

所管換えをするには、境界明示を確実なものとする必要があるが、当該地は公図混乱地域であるため、費用が高額となる。警察本部と協議の結果、地籍調査の実施等により対応していく。

(県民生活課)

5 福祉保健部

(1) 監査実施年月日 平成22年8月23日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成21年度末で約4,562万円であり、前年度に比し約703万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

(イ) 介護福祉士等修学資金貸付金の収入未収金については、平成21年度で約18万円であり、前年度に比し若干減少している。

今後も、徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(福祉保健総務課)

(ウ) 集中調達物品の消耗品費で、物品調達調書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理された。

(福祉保健総務課)

(エ) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成21年度末で約1,012万円であり、前年度に比し約233万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

(オ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成21年度末で約4,032万円であり、前年度に比し約101万円減少している。

今後も、振興局担当者会議等を通じて、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

(カ) 児童扶養手当返還金の未収金については、平成21年度末で約1,695万円であり、前年度に比し、約72万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

(キ) 支出負担行為が、総務事務集中課へ合議されていなかったのが適正に処理されたい。

(子ども未来課)

(ク) 集中調達物品の消耗品費で、物品調達調書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(長寿社会課)

(ケ) 支出負担行為が、会計課へ合議されていなかったのが適正に処理されたい。

(長寿社会課)

(コ) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成21年度末で約870万円であり、前年度に比し約752万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導を行うとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

(サ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成21年度で約279万円であり、前年度に比し約13万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

(シ) 特別障害者手当の未収金については、平成21年度末で約209万円であり、前年度に比し約16万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

(ス) 身体障害者介助犬給付事業の返還金50万円について、今後も徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(障害福祉課)

(セ) 集中調達物品の消耗品費で、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(障害福祉課)

(ソ) 委託料の単価契約（1件）、支出負担行為（1件）が会計課へ、又支出負担行為（1件）が総務事務集中課へ合議されていなかったのが適正に処理されたい。

(障害福祉課)

(タ) 看護職員修学資金貸付金の返還金について、平成21年度末で504,000円が収入未済となっている。今後も、未納者の現状を把握して適切な債権管理に努められたい。

(医務課)

イ 検討事項

旧六星寮の土地について、有効利用を図られたい。

(障害福祉課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、その主な原因となっている保護費不正受給の防止のため、「和歌山県生活保護運営基本方針」において重点事項として位置づけ取り組んでいる。各振興局においても被保護者に対し収入申告義務の周知徹底を図り、その発生自体を未然に防止するとともに、課税状況調査をはじめとする各種関係先調査の実施により収入の把握に努めている。

また、平成22年12月20日及び平成23年1月7日には、各振興局に対して進捗状況のヒアリングを行い、未納者に対する家庭訪問による償還指導、一括返還が困難な場合には世帯の実情に応じた分割納付による計画的な返還指導や定期的な催告状の送付などのねばり強い交渉を行うよう徹底を図った。

(福祉保健総務課)

(イ) 介護福祉士等修学資金貸付金の収入未収金について、本人及び連帯保証人は依然として行方不明であるが、本人の母からの代理納付により、平成22年4月以降で45,000円を回収した。

(福祉保健総務課)

(ウ) 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に対して再度配布し、周知徹底するとともに、物品検査時に物品検査職員で課長補佐級以上の職員は、物品調達書を起案した以外の職員が履行しているか再度確認を行っている。

(福祉保健総務課)

(エ) 新規未収金の発生防止のため、入所時に扶養義務者に対して、費用負担について十分理解を得るように努めている。

また、滞納者の生活実態の把握に努め、分納指導を行うなど、滞納者の実情に合わせた償還指導を行い、生活困窮により分納が困難な滞納者に対しては、債務を承認させる等時効の中断を行っている。

生活困窮等でやむをえず、時効が完成したものについては、不納欠損を行い、適切な債権管理に努めている。

(子ども未来課)

(オ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、電話や文書による催告に加えて、母子福祉指導員や振興局の母子自立支援員等により、夜間、休日においても自宅等を訪問して償還指導を行い未償還金の債権管理に努めるとともに、自己破産で債務免責となり納入義務が消滅する等徴収できない場合は、速やかに不納欠損処理を行うなど効率的な債権管理に努めている。

また、新規の未償還金の発生を防止するため、振興局担当者会議等を通じて貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、それぞれの未償還者の実態把握に努め、必要に応じて分割償還等の方法をとるなど、未償還金の回収に努めている。

(子ども未来課)

(カ) 児童扶養手当返還金の未収金については、未納者に対して定期的に文書や電話により催告を行うとともに、母子福祉指導員を中心に早朝夜間、休日においても自宅訪問を実施するなど未収金の回収に努めている。

さらに、各振興局及び市町村の協力を得ながら未納者の生活実態の把握に努めており、返済に際しては、必要に応じ分割納付の方法をとるなど、それぞれの未納者の実情にあわせた回収を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処理を行うなど効率的な債権管理に努めている。

また、返還金の発生を未然に防止するため、新規申請や現況届の際に支給要件や諸届出の励行を説明するなど、受給者の制度への理解を深めるよう、事務指導監査や研修会を通じて、市町村担当職員に依頼している。

(子ども未来課)

(キ) 決裁・合議区分の確認を徹底した。

(子ども未来課)

(ク) 納品検査を行う職員の確認を徹底した。

(長寿社会課)

(ケ) 決裁・合議区分の確認を徹底した。

(長寿社会課)

(コ) 未収金対策として、平成17年3月に作成した「児童福祉施設入所負担金滞納整理マニュアル」及び平成22年3月に制定した「福祉保健部所管の債権管理に関する基本方針」により事務処理の徹底を図った。

滞納者については、家庭が生活困窮に陥っているケースが多く、未収金回収は困難を極めているのが現状である。その結果、平成22年6月及び11月に不納欠損処分を行った(約204万円)。

なお、平成18年10月から措置入所から契約入所に形態が変わり、虐待等一部の措置入所を除く大半の負担金徴収は施設側が行っており、新たな未収金の発生は大幅に減少している。

(障害福祉課)

(サ) 滞納者は3件あり、そのうち収入未済額の87%を占める1件については、納入義務者(入所者)が死亡し、すでに相続財産から徴収しており、残りの未収金は、徴収不納であったため、平成22年6月に不納欠損処分を行った(約243万円)。

その他2件については、平成22年8月に実施した関係振興局担当者との債権管理ヒアリングを踏まえ、電話及び戸別訪問による納入指導を行い、納付誓約に基づく計画的な徴収に努めている。

引き続き滞納者に対する電話及び戸別訪問による納入指導を徹底するとともに、平成21年3月に作成した「滞納整理マニュアル」により効率的な債権管理に努めている。

なお、平成15年度から支援費制度が導入され、当該負担金は直接施設に支払われることとなったので、今後、新たな未収金が生じることはない。

(障害福祉課)

(シ) 特別障害者手当等返還金については、平成21年4月に作成した「滞納整理マニュアル」により、引き続き、各振興局健康福祉部において効率的な債権管理に努める。

また、債権発生を未然防止のため、各振興局及び市町村担当者を対象とした当該手当制度及び事務処理の説明会を今後も継続して実施する。

(障害福祉課)

(ス) 身体障害者介助犬給付事業に係る返還金の未収金については、債務者に対し回収に係る交渉等を行ってきたが、債務者の資力が無いことに加え、現在、債務者が所在不明の状況であるため、債務回収を断念、消滅時効到来による不納欠損処理を行った。

本案件以降、要綱改正をし、返還金が生じないよう事業の見直しを行った。

(障害福祉課)

(セ) 起案職員とは別の職員が納品検査を行うことを徹底している。

(障害福祉課)

(ソ) 決裁・合議区分の確認を徹底した。

(障害福祉課)

(タ) 文書及び電話で早期納付を働きかけた結果、228,000円の納付があり、平成23年1月14日現在276,000円が未収となっている。

(医務課)

イ 検討事項

当該跡地の活用等について、平成20年度において、障害関係10団体と協議を重ねたが有効な利用方策を取りまとめるに至らなかった。建物については、平成22年12月に解体撤去しており、今後、跡地の処分等について検討を行う。

(障害福祉課)

6 商工観光労働部

(1) 監査実施年月日 平成22年8月23日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行って、債権回収に取り組まれているが、平成21年度末現在における収入未済額(元金)は79億1,572万円と、依然として多額である。

今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、すでに事業を廃止、倒産又は休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。

(商工観光労働総務課)

イ 支出負担行為が、会計課へ合議されていなかったもので適正に処理されたい。

(商工観光労働総務課)

ウ 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成21年度末現在の未償還額は、1,196万円であり、前年度に比し、13万円減少しているが、履行期限延長承認申請書による分納計画どおり返還されていないので、引き続き債権管理に努力されたい。

(企業振興課)

エ 県の補助事業である社団法人和歌山県観光連盟の観光振興事業において、観光情報誌の広告料収入があるにもかかわらず、事業実績報告書に記載されていないので適切に処理されたい。

(観光振興課)

オ 週休日に勤務し、4時間の振替を行った場合で、勤務時間が38時間45分超であるのに25/100の超過勤務手当が支給されていないものが1件あったので手当額2,620円について適切に処理されたい。

(観光交流課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 現在分割納入中の延滞先については、経営状況の把握に努めるとともに、増額交渉に取り組んだ。また、破綻組合については、組合施設の処理は完了したため、連帯保証人への徴求に取り組んだ。

(商工観光労働総務課)

イ 適切な事務処理等周知を図るとともに、チェックを徹底するなど再発防止に努める。

(商工観光労働総務課)

ウ 分納計画どおりの返還指導並びに債権保全のため企業訪問等を行い、経営状況を把握するとともに、返還金の完納に向け、ねばり強く交渉を行っていく。

(企業振興課)

エ 監査後、改めて補助対象経費について関係書類を調査し、広告料収入を含め事業費が適正に執行されていることを確認した。

今後、実績報告書をはじめとする補助金の事務処理には遺漏のないよう万全の注意を払っていく。
(観光振興課)

オ 指摘のあった超過勤務手当に関して、支給されるべき手当額2,620円に係る事務を直ちに行い、適切に処理を行った。

(観光交流課)

7 農林水産部

(1) 監査実施年月日 平成22年8月26日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 「わかやま喜集館」における和歌山県産品展示運營業務委託について、随意契約を締結しているが、唯一の委託先とは考えられないので、今後は適正な事務処理手をされたい。

(食品流通課)

(イ) 過年度分の未登記処理については、「登記事務促進対策事業」の推進等により問題の解決に努められているが、平成21年度末で、なお、91件が未登記となっているので、引き続き同事業の推進に努められたい。

(農業農村整備課)

(ウ) 土地改良事業等の竣工にともない、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。

(農業農村整備課)

(エ) 和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第3条の2において、当該書面の紙面と当該書面に貼られた証紙の彩紋とにかけて消印をしなければならないと定められているが、消印されていない事例があったので、必ず消印されたい。

(果樹園芸課)

(オ) 農業改良資金の未収金については、債務者への償還指導の継続により、元金は129万円減少し、平成21年度末で約222万円となっているが、違約金は同年度末で約315万円となっており、回収は進んでいない。

今後とも、継続的な債権回収と新規滞納の防止に努められたい。

(経営支援課)

(カ) 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関とも連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成21年度の回収額は14万円と厳しい状況であり、同年度末の未収金は、約1,633万円となっている。

今後とも、法的措置も検討しながら未収金の早期回収に努められたい。

(林業振興課)

(キ) 日高振興局内の平成13年度治山事業工事に係る違約金の未収金約40万円については、引き続き債権管理に努めるよう指導されたい。

(森林整備課)

(ク) 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成21年度末で現年度分が、前年度に比べ、約150万円減少し、約197万円、過年度分が、前年度に比し約119万円増加し、約1,733万円で、これらに、確定分の違約金、約583万円を加えると、合計約2,513万円となっている。

今後とも、償還指導の徹底により、延滞の長期化防止及び新規滞納者の発生防止に努められたい。

(水産振興課)

イ 検討事項

(ア) 普通財産である社団法人和歌山県畜産公社跡地については、引き続き、当該土地の有効活用に努められたい。

(畜産課)

(イ) 県栽培漁業センター及び北部栽培漁業センター運營業務委託事業において、当該委託事業と委託先の自主事業との経理区分が不明確であるので、明確な経理区分できるよう検討されたい。

(水産振興課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 「わかやま喜集館」における和歌山県産品展示運營業務委託については、平成23年度から企画コンペ方式により、委託事業受託者の選定を行うことと改めた。

(食品流通課)

(イ) 平成9年度から行っている社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を活用した「登記事務促進対策事業」を今後とも推進していくとともに、各市町村に対して未登記物件に係わる地籍調査を早急に進めるよう働きかける等できるだけ早期の解決を図るため、引き続き取り組んでいく。

(農業農村整備課)

(ウ) 平成15年度より、譲与促進を図るため「県有土地改良施設用地譲与促進対策事業」を実施し、県有地の特定を行うとともに、その現況が公図と一致しない箇所については、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、訂正作業を行った後、順次、機能管理者である市町村及び土地改良区に譲与し、引き続き、土地改良財産の一元管理を図っていく。

(農業農村整備課)

(エ) 和歌山県証紙規則第3条の2の遵守を徹底するとともに、複数人により確認を実施している。

(果樹園芸課)

(オ) 引き続き、農業改良資金貸付金の保全及び回収の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会など関係機関と連携して、滞納者に対し償還指導を行い、分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めている。

(経営支援課)

(カ) 未償還金の回収については、和歌山県森林組合連合会をはじめ関係森林組合とも連携を図りながら、債務者及び連帯保証人に対し再々督促を行うとともに、直接交渉を重ねてきたが、債務者の死亡、事業不振等により早期回収が困難な状況である。しかしながら、引き続き督促を行うとともに、直接交渉を重ね粘り強く未収金の回収を行う。

(林業振興課)

(キ) 引き続き徴収事務を行ったが償還には至っていない。今後、弁護士等に相談し、法的措置も視野に入れ、より強く債権管理を行っていく。

(森林整備課)

(ク) 延滞者及び連帯保証人に対しては、引き続き文書及び電話による督促や個別面談の実施等を行うとともに、漁協等の協力を得ながら計画的な償還を粘り強く指導するなど、延滞の長期化防止に努めている。

また、新規滞納者の発生防止策としては、約定償還日到来前から漁協を通じて各借受者の償還見込みの把握に努め、延滞の発生が予想される場合や、やむを得ず、新たに延滞が発生した場合には、早急に個別面談を実施し、事後の償還計画の指導を行うなど初期段階での対応に力を入れている。

(水産振興課)

イ 検討事項

(ア) 関係機関との譲渡についての協議も含め、当該土地の有効活用が図れるよう引き続き検討を行う。
(畜産課)

(イ) 県栽培漁業センター及び北部栽培漁業センターの運營業務を委託している財団法人和歌山県栽培漁業協会に対し、平成22年度から当該委託事業と同協会自主事業との経理区分を明確にするよう指導した。

(水産振興課)

8 県土整備部

(1) 監査実施年月日 平成22年8月27日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成21年度末では、11件の約1,070万円が収入未済となっているため、今後も引き続き未収金解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、個々の実状に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課)

(イ) 超過勤務手当について、代休取得していない土曜日の超過勤務に対し、135/100の手当しか支給できないにもかかわらず、25/100の手当1,797円を過支給していたので、返還措置を講じられたい。

(技術調査課)

(ウ) 集中調達物品の消耗品費の納品書の受付において、職員の個人印を押印していないものが1件あり、また、和歌山県公文書管理規程(平成13年和歌山県訓令第12号)の規定とは異なる收受印を押印しているものや個人印が不適切な場所に押印されているものが散見されたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(技術調査課)

(エ) 土木使用料(道路)等の未収金は、平成21年度末で約89万円と昨年度に比し増えており、今後とも債務者の現況を把握の上、担当部局を指導し、適切な債権管理に努めるとともに、不納欠損処分すべきものについては適切に処理されたい。

(道路保全課)

(オ) 集中調達物品の消耗品費の納品書について、保管漏れが3件あったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(道路保全課)

(カ) ETC使用承認・使用管理簿を作成しておらず、かつETCの使用状況を管理していないので、適正に処理されたい。

(道路保全課)

(キ) 工事請負契約不履行に伴う違約金及び延滞金並びに不法占用代執行経費は、平成21年度末で112万円が収入未済となっている。

引き続き、未収金解消に努め、不納欠損処分できるものについては適切に処理するとともに、厳正な債権管理に努められたい。

(道路建設課)

(ク) 工事請負契約不履行に伴う違約金等は、平成21年度末で、約265万円が収入未済となっている。
引き続き、未収金解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、厳正な債権管理に努められたい。

(河川課)

(ケ) 土地使用料(河川堤塘)の未収金は、平成21年度末で約35万円が収入未済となっている。
引き続き、各振興局を指導し、未収金の削減に努められたい。

(河川課)

(コ) 河川敷地の不法占用については、平成21年度末現在、なお16件あり、引き続き、不法占用者に対しては厳正に対処されたい。また、新規の不法占用をなくすため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

(河川課)

(サ) 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、約8,851万円収入未済となっているので、引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(都市政策課)

(シ) 県営住宅・特定公共賃貸住宅・駐車場を合わせた平成21年度末の収入未済額は、約2億3,040万円と多額である。

引き続き、未納者に対しては、各振興局、住宅公社(委託先)及び委託管理人と連携し、適正な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

(ス) 県営住宅家賃等損害賠償金の平成21年度末の収入未済額は約255万円あり、引き続き回収に努めるとともに適正管理に努められたい。

(建築住宅課)

(セ) 特定公共賃貸住宅は4団地、33戸であるが、その内入居戸数は平成21年度末現在わずか7戸となっている。

今後は、県民ニーズ及びPR方法等を検討し、入居戸数を増やすよう努力されたい。

(建築住宅課)

(ソ) 旅行命令簿で、復命されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

(タ) 港湾施設使用料等の未収金は、平成21年度末で、約3,323万円あり、過半を占める大口滞納者に対して訴訟提起するなどの努力はされているが、引き続き、未収金解消に向け、努力されたい。

(港湾空港振興課)

(チ) 集中調達物品の消耗品費の納品書の受付において、発注課室の受付印及び職員の個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(港湾整備課)

イ 検討事項

(ア) 廃道敷地については、平成21年度末で12件が未処理となっているので、適正な管理と有効活用
の検討に努められたい。

また、廃道敷地以外の未利用地については、現況を十分把握の上、早期に処理方針を検討されたい。

(道路保全課)

(イ) 廃川敷地の処理について、平成21年度末現在で未処理件数は9件となっている。

今後も、各案件に適した早期処理方法を検討の上、引き続き適正管理に努められたい。

(河川課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 収入未済となっている11件のうち、時効の援用があった5件及び個人で破産・免責決定を受けた3件については、平成22年度において不納欠損処分を実施した。残る3件のうち2件については、所在不明となっており、引き続き、所在の把握に努めるとともに、分納の1件については、引き続き納付指導を行い、未収金の解消、厳正な債権管理に努める。

(技術調査課)

(イ) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)及び職員の給与に関する規則(昭和32年人事委員会規則第23号)等に基づき、総務事務集中課及び人事課において手続が行われ、対象職員が返納した。

(技術調査課)

(ウ) 監査の指摘後、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理している。

(技術調査課)

(エ) 道路占用料の未収金は、平成21年度末で892,783円であるが、決算後40,456円を収納した。また、消滅時効等により191,167円を不納欠損処分し、現在、661,160円の残高となっている。今後の未収金対策については、「県土整備部所管の債権管理の指針」及び「道路占用料の未収金対策マニュアル」に基づき適切な債権回収に努めるよう、振興局建設部を指導していく。

(道路保全課)

(オ) 監査の指摘後、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理している。

(道路保全課)

(カ) 監査の指摘後、平成21年7月7日付け出第129号出納室長通知に従い、適正に処理している。

(道路保全課)

(キ) 平成21年度収入未済額112万円のうち、約34万円については、請負業者の破産により債権が消滅、また免責決定により納入義務が消滅したため、不納欠損処分を行ったところである。残る未収金については引き続き回収に向けて努力するとともに、厳正な債権管理に努める。

(道路建設課)

(ク) 平成21年度未収金は、違約金1件、2,551,500円と前払金利息1件、95,400円、合計2,646,900円である。契約の相手先については、弁護士による私的整理手続が行われ、回収可能な資産がほとんど無いものと思われるが、今後も可能な限り回収に努めるとともに、資産調査等を行い徴収停止等の処理について検討していく。

(河川課)

(ケ) 土木使用料の平成20年度未収金は、558,698円であったが、振興局による滞納者への臨戸訪問等の強化や倒産による未収金についての不納欠損処理等の結果、平成21年度末未収金は349,348円となっている。また、平成22年11月30日現在の未収金は282,126円となっている。未収金については、引き続き滞納者への訪問を強化し、納入を督促するよう振興局を指導し早期納付に努力する。

(河川課)

(コ) 河川敷地の不法占用案件16件については、現在、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、度重なる指導や河川敷地の払い下げ検討を行うものなどの具体的な対応を実施している。河川敷地における不法占用は、長期にわたる案件が多く、その形態も様々であることから、現在、河川敷地の払下げを行うもの、占用許可で対応するもの及び退去を求めるものなど具体的な対応を検討している。引き続き不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分に認識させ、その形態等に応じた指導や処分を行い、全面的な解消に努めていく。また、今後の新たな不法占用を防止するため、「河川パトロール実施要領」に基づき、河川監視体制のさらなる強化を図っていく。

(河川課)

(サ) 特定調停の結果、区画整理組合に資産はないため、連帯保証人に対して引き続き時効の中断を行いつつ、返済の督促を行っていく。

(都市政策課)

(シ) 公営住宅の未収金については、住宅供給公社、各振興局及び委託管理人とともにその縮減に一層努力しているところであり、住宅供給公社及び委託管理人との打合せ会議を通じて滞納状況を把握し、戸別訪問による督促・徴収、保証人との接触等を繰り返すことで滞納整理に鋭意取り組んでいる。なお、長期滞納し、督促に応じない悪質滞納者に対しては、訴訟を含めた法的措置の実施により未収金の回収や県営住宅等の適正使用を推進しており、平成21年度では22名に対して明渡訴訟提起等の法的措置を実施した。昨今の不況による経済情勢の悪化により未収金回収の困難さが増しているが、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導・催告を行うことで未収金の増加を防ぎ収納実績の向上を図るとともに、今後ともより一層適正な債権管理に努める。

(建築住宅課)

(ス) 県営住宅の家賃滞納による明渡等訴訟により明け渡し認められたもののうち、契約解除後も居住が続いた者で、近傍同種の家賃額を損害賠償金として徴収するもの(989,242円)については、消滅時効の完成により平成22年6月に不納欠損処理を行った。また、火災に伴う損害賠償金(1,558,162円)については、今年度に入って債務者の自己破産が確認されたことから、平成22年度中に不納欠損処理を行う予定である。

(建築住宅課)

(セ) 平成21年12月に、県営住宅入居者のうち住宅明渡し請求の対象となる収入超過者等に対して、明渡し後の移転先候補として特定公共賃貸住宅の斡旋を行った。平成21年度に実施された公営住宅家賃制度の改正により、県営住宅の入居収入基準が引き下げられ入居資格が厳しくなったことに伴い、県営住宅への新規入居を希望しつつも入居できない住宅困窮者に対する受け皿として、今後も引き続き特定公共賃貸住宅を提供していくため、平成20年度に値下げした家賃について、現在の近隣民間賃貸住宅の家賃に見合うよう、再度の見直しを予定している。今後も更なる広報と県営住宅に入居する収入超過者等に対する斡旋に努めるとともに、国と協議し、制度的に入居しやすい方法を取り入れるなど、入居者数の増加に繋がる方策を検討していく。

(建築住宅課)

(ソ) 旅行用務終了後は速やかに復命するよう指導し、今後このようなことがないよう監督に努める。

(建築住宅課)

(タ) 港湾施設使用料等の未収金については、平成21年7月「港湾等使用料等の未収対策マニュアル」を作成し、和歌山下津港湾事務所及び各振興局建設部に通知するとともに、各案件毎の未収金の実態についてヒアリングを実施するなど未収金対策の徹底を図っているところである。また、平成21年度末の未収金約3,323万円については、再三の納付督促等により、今年度11月末現在で約23万円が納付され、また回収不能等案件の約80万円(11件)について不納欠損処理を行い、現在の未収金は3,020万円となっている。このうち、約8割に当たる2,600万円が訴訟に係る案件である。今後も、引き続き、関係機関との連携を密にしながら、未納の未然防止及び督促等による債権回収に努めていく。

(港湾空港振興課)

(チ) 監査の指摘後、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、消耗品に係る納品物品及び納品書の受付において、納品書への受付印及び個人印の押印に漏れがないよう職員に周知徹底を図り、適切に処理している。

(港湾整備課)

イ 検討事項

(ア) 廃道敷地は山間地に多いこと、未登記の問題、公図混乱の問題、又は形状等の理由など難しい課題があるが、方針を検討し早期の処理に努めたい。

(道路保全課)

(イ) 廃川敷地の処理については、早期に処分するよう努めているが、「公図と現況が一致しておらず公図訂正が必要」、「価格等を理由に隣接土地所有者との同意が得られない」等の理由で、解決に時間を要している。平成21年度末の未処理件数は9件あるが、うち1件は平成22年5月11日付けで売買契約が完了し、平成22年11月30日現在の未処理件数は8件となっている。今後とも、速やかに処理が行えるよう、関係機関等と協議を進めていく。

(河川課)

9 会計局

(1) 監査実施年月日 平成22年8月24日

(2) 監査の結果

注意事項

出納機関へ合議のない各所属の支出負担行為票が見受けられたので、合議区分に従った事務処理の徹底を各所属に指導されたい。

(会計課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

会計課では、その支出命令審査時に、支出負担行為票の合議漏れについては、当該課に対し厳正に指導しているところであるが、今回その趣旨をより一層徹底するために、8月19日付け会第190号にて各所属長等に対し、通知を行った。

また、10月から11月に県内5か所で開催した会計事務適正化研修会を通じて、各所属副課長等に対し、合議区分に従った事務処理の徹底を指導した。

(会計課)

10 選挙管理委員会

(1) 監査実施年月日 平成22年8月24日

(2) 監査の結果

注意事項

収支報告書の写しの交付請求書に貼付された県証紙への消印漏れがあり、証紙徴収実績簿への記載もされていなかった。このため、証紙徴収実績報告書にも報告漏れとなっていた事例があったので、今後は、適切に事務処理されたい。

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

県証紙の消印漏れ、証紙徴収実績簿への記載漏れ及び証紙徴収実績報告書の報告漏れがないように複数の職員による確認作業を行うなどチェック体制を強化・改善し、適切に処理を行っている。

11 教育委員会

(1) 監査実施年月日 平成22年8月24日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 教育財産使用許可期間中に許可を受けた者から使用許可数量の変更申請があり、変更許可を与え使用料が減額となった事例について、減額分の使用料を返還していないので、適正に処理されたい。

(総務課)

(イ) 超過勤務手当について、125/100の手当13,651円が過支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(給与課)

(ウ) 恩給の過誤払いによる返還金債権に係る債務を弁済すべき者が死亡し、相続人全員が相続放棄

した事例について、不納欠損処理等が適正に行われていなかったため、関係規程等に基づき適正に事務処理されたい。

（福利課）

（エ）進学奨学金等返還金の未収金については、個別相談会の開催や家庭訪問等の実施による償還指導等に努められているところであるが、平成21年度末で約7億1,626万円となっており、前年度末に比し約4,384万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策を検討し、引き続き債権管理に努められたい。

（生涯学習課）

（オ）和歌山県修学奨励金返還金の未収金については、平成21年度末で約1,585万円となっており、前年度末に比し約695万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、未納者の現状を把握し、事例によっては連帯保証人に対し償還を求めるなど、引き続き債権管理に努められたい。

（生涯学習課）

（カ）県立体育館において、集中調達物品の消耗品費の納品書が保管されていないものや納品書の受付において、発注課室の受付印及び職員の個人印を押印していないものが散見されたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（スポーツ課）

（キ）和歌山ビッグ愛及び和歌山ビッグホエールにおいて自動販売機設置（6か所7台）の用に供することを条件に教育財産の使用許可を与えた事例については、財産の区分を土地とし、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づき土地の種別で使用料を算定しているが、自動販売機の設置場所から財産の区分は、建物が適切と考えられるので、適正に処理されたい。

（スポーツ課）

（ク）和歌山県体力開発センター内の普通財産である物件を賃貸しているが、賃料の算定が「普通財産（土地及び建物）の貸付料算定基準」により行われていないので、適正に事務処理されたい。

（スポーツ課）

（ケ）社団法人和歌山県体育協会が、県から平成21年度スポーツ団体組織強化・国体準備事業補助金の交付を受け、加盟団体に対して補助金を支出する際、当該団体名義の口座ではなく所属の個人名義の口座に振込んだ事例があったので、今後、適正に会計事務処理するよう指導されたい。

（スポーツ課）

イ 検討事項

（ア）県立学校では、試験会場等に使用することを目的に教室や会議室等の使用許可を与えている。教育財産の使用料については、和歌山県使用料及び手数料条例に基づくほか、その細目を県立学校の会議室等使用料の徴収取扱要綱に定めており、本件使用料は、同要綱に基づき徴収している。同要綱別表備考欄には、教室を使用するときは、同別表に規定する額を3割4分増とすることが明記されているが、教室以外の施設については、使用料を割増しすることが規定されていない。特に教室より面積が大きい施設では、空調設備を使用することにより、教室以上に電気料金がかさむこととなるので、教室以外の各室の適切な使用料について検討されたい。

（総務課）

（イ）有田川町清水1672-3の教職員住宅（1戸）、上富田町岩田1787-8の教職員住宅（4戸）及び田辺市学園28-15の教職員住宅（2戸）については、長期間入居者が無く未利用である。

耐震診断結果を踏まえ、用途廃止も視野に入れ公有財産の有効活用について引き続き、検討さ

りたい。

(福利課)

(ウ) スポーツ課では、和歌山県教育庁組織規則(平成15年和歌山県教育委員会規則第14号)に基づき県立武道館に関する事務を所掌しているが、当該武道館の敷地については、和歌山県総務部長所管の行政財産となっている。和歌山県公有財産事務規程では、当該行政財産を公共用に供する事務又は事業を所管する部局長が行政財産に関する事務を所掌することになっているので、当該行政財産の所管換えについて総務部長と協議されたい。

(スポーツ課)

(エ) 県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘資料館及び県立自然博物館において、学校教育活動により児童生徒を引率する教員については、当該施設の入場料等を定める規定の「引率者」に該当すると解釈されるので、規程の整備も含め、今後検討されたい。

(文化遺産課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 申請者と協議を行い、過年度分を含めた返還請求に必要な書類の提出を依頼した。必要書類が届き次第、返還を行うため、適正に処理を行っていく。

(総務課)

(イ) 平成22年8月18日に13,651円の戻入手続きを行い、平成22年8月19日に当該職員より返納済である。

(給与課)

(ウ) 関係機関に対し故人の資産状況調査を行い、債権を回収できる方法がないことを再確認した。その確認内容を踏まえ、適正に事務処理を行った。

(福利課)

(エ) 進学奨学金等については、返還に対する理解や早期返還を促進するため、関係市町や隣保館等の協力を得て、県内地域単位で返還に関する個別相談会を計画的に開催するとともに、夜間及び休日を含めた家庭訪問を実施し、未納者の現状等により分割納付の方法を採るなど計画的な返還や、返還免除等についての指導をきめ細かく行っている。また、未納者に対して督促状及び催告状を定期的に送付するとともに、関係市町に貸与台帳等を配付し、返還の相談等に対応できるようにしている。

(生涯学習課)

(オ) 和歌山県修学奨励金については、未納者に対して督促状を定期的に送付するとともに、夜間を含めた電話及び家庭訪問により、状況に応じて、本人並びに連帯保証人に対して償還指導を行っている。また、新規に返還を開始し未納となった者には、継続して未納とならないよう早期に償還指導を行い、新規未償還金の発生防止に努めている。さらに、現在貸与中の者には、奨学生としての自覚と返還意識を高める指導を行うよう、在学している学校に依頼している。

(生涯学習課)

(カ) 県立体育館については、平成22年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理者において適正に処理されている。

(スポーツ課)

(キ) 設置場所の状況を確認し、建物内と判断されたものは、建物の区分による使用料を徴収する。

(スポーツ課)

(ク) 体力開発センター内の普通財産については、設備の老朽化により使用が困難となったため、平成22年8月31日付けで、賃貸借契約を解除している。また、再開のためには、整備費用もかかることから、今後も貸し付ける予定はない。

(スポーツ課)

(ケ) 今後、個人口座ではなく、団体名義口座に振り込むよう、適切な会計処理を指導した。

(スポーツ課)

イ 検討事項

(ア) 使用実態を把握するため、県立学校に対し実態調査を行った。その結果を考慮し、要綱における料金表全体の見直しを含め、教室以外の施設についても空調使用の割増し規定を備考欄に設ける等、適正な使用料について引き続き検討を行っていく。

(総務課)

(イ) 現在、教職員住宅については、住宅としての安全性を確認するための耐震診断が完了したところである。

今後は、その結果を基に解体・撤去、用途廃止及び土地建物の有効活用等について関係機関と協議していく。

(福利課)

(ウ) 土地所管課である人事課と対応を協議中である。

(スポーツ課)

(エ) 年度当初に入場料設定を行っており、平成23年度から「引率者」について規定の整備を行う。

(文化遺産課)

12 公安委員会

(1) 監査実施年月日 平成22年8月24日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 放置違反金の平成21年度決算における未収金は、約4,461万円であり、前年度に比し約212万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(警察本部)

イ 普通扶助料返還金の平成21年度決算における未収金約13万円について、今後も、徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(警察本部)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 債権管理業務については、以下のとおり実施している。

(ア) 催促業務の強化

課内の他係員の応援を得るなどして、訪問催促を強化しており、休日及び夜間の訪問催促についても継続実施中である。

(イ) 適切な債権管理

債権管理を徹底するため、現駐車違反管理システムに徴収権の消滅時効対応及び滞納処分執行停止対応等の機能を追加し、新システムの運用を開始した。

(警察本部)

イ これまでも債務者に対し、積極的に督促を行っており、少額ずつではあるが、返納を受けている。

今後も、定期的に自宅へ納付書を送付するほか、電話及び訪問による督促を行うなど粘り強く返還交渉を行い、未収金の早期徴収に努めていく。

(警察本部)

和歌山県監査公表第6号

平成22年11月11日付け監査報告第9号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったの

で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月25日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(1) 監査実施年月日 平成22年7月28日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 医業収益の過年度未収金については、平成21年度末で約2,998万円となり、前年度に比し、約146万円増加しているため、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

イ 超過勤務手当について、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当1件2,645円が支給されていたので返納されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 医業収益の過年度未収金については、未納者本人又は家族の来院時の面接並びに電話及び直接訪問等、あらゆる機会を捉えての納付指導を継続して行っているところであり、経済的困窮により一括納付が困難な未納者に対しては、分納などの措置を講じることにより、未収金の回収に努めている。

また、入院時、患者本人及び家族等に対して、高額療養費制度や各種公費負担制度の教示及び活用の勧奨を進めるとともに、退院時の未精算者に対しては納付誓約書を徴するなど、未収金対策マニュアルを活用し、新規未収金の発生防止に努めている。

なお、8月に催告書を送付し、改めて未納者に対して納付を促すとともに、継続調査により破産及び免責確定の判明した3名分の未収金859,800円について、11月に不納欠損処分を行った。

イ 指摘のあった、2,645円の過払いについては、該当者に係る過払分の戻入手続を行い平成23年1月13日に返納されたことを確認した。

また、超過勤務手当の支給に当たっては、事務のチェック体制を強化し、関係条例、規則の規定に基づき、適正な支給に努めている。

2 和歌山県土地造成事業会計

(1) 監査実施年月日 平成22年7月28日

(2) 監査の結果

注意事項

保有土地の販売については、西浜工業団地で56,241㎡の売却を行い、努力されているが、平成21年度末現在、未処分地が641,096㎡（事業用借地権設定契約部分含む。）となっているため、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

積極的な企業誘致活動や関係部局との連携により、平成23年1月末までに御坊工業団地で1件62,628㎡、橋本工業団地で1件17,130㎡、雑賀崎工業団地で1件4,716㎡、西浜工業団地で2件6,329㎡を売却することができた。さらに事業用定期借地権制度の活用により、雑賀崎工業団地で1件1,000㎡、御坊工業団地で1件19,139㎡を賃貸し、土地の有効活用にも努めている。

今後、より積極的に土地の売却に努める。

和歌山県監査公表第7号

平成22年3月17日付け監査報告第23号の行政監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月25日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
 和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 行政監査の対象

試験研究機関における研究成果等について

2 行政監査結果に基づく措置

監査結果及び意見	措 置 の 内 容
<p>第6 監査の結果</p> <p>1 試験研究活動の状況</p> <p>(2) 試験研究テーマを選定する組織状況 研究評価委員会の構成員は行政関係に限られており、関係団体の参加についても検討する必要があると思われる。</p> <p>(11) 外部評価の状況 より客観性、透明性のある評価を行うため、特に実用化の状況等の事後評価の拡充を踏まえた評価基準や評価手法、評価組織のあり方等について検討を加える必要があると思われる。</p> <p>2 試験研究機器について</p> <p>(2) 試験研究機器の利用開放状況 試験研究機器の有効活用という観点から、相互利用や民間への利用開放についても、可能な限り積極的に行われたい。</p> <p>3 各試験研究機関の課題と意見</p> <p>(7) 暖地園芸センター 研究成果がどのように農家に還元されているかを常に検証し、普及度の低いものについては、さらに改良を加えながら、研究開発技術のより一層の普及、実用化に努められたい。</p> <p>(9) 養鶏研究所 研究成果がどのように農家に還元されているかを常に検証し、普及度の低いものについては、さらに改良を加えながら、研究開発技術のより一層の普及、実用化に努められたい。</p>	<p>(環境衛生研究センター) 平成22年12月8日に、関係団体役員や学識経験者等から成る「和歌山県環境衛生研究センター外部評価委員会」を設置し、関係団体等も参加した上で、試験研究テーマを選定することとした。</p> <p>(環境衛生研究センター) 平成22年12月8日に、関係団体役員や学識経験者等から成る「和歌山県環境衛生研究センター外部評価委員会」を設置し、当委員会が試験研究を評価することとした。</p> <p>(環境衛生研究センター) 平成22年6月15日に「和歌山県環境衛生研究センター機器使用要綱」を定め、利用開放している。また、センターホームページに使用できる機器の一覧と使用申込書様式等を掲載している。</p> <p>(農業試験場暖地園芸センター) スターチスの超多収培養苗生産技術の成果に基づき培養条件を変更させ、バイオセンター中津において、スターチスの培養苗生産（平成22年度以降の植付け苗）に活用され、生産農家に供給されている。</p> <p>(畜産試験場養鶏研究所) 高品質油脂添加試験については、平成22年度において成果報告会を3回開催した結果、平成22年度より新農林水産戦略プロジェクトに取り組む橋本市養鶏農協で、10月から「採卵鶏へのライストリエノール給与技術」を活用した「オリジナル飼料を使ったこだわり卵の生産」が開始された。</p>